

# 琉球歴史文化の日条例（仮称）の骨子（案）

## （条例の制定の背景等）

沖縄の先人たちは、長い歴史の中で、祖先への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、組踊を始めとする芸能や漆器などの工芸、琉球料理や泡盛などの食文化、空手や染織など、多岐にわたり洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきた。そして、これらの文化を支えに、幾多の世変わりの中にあっても、その都度困難を克服してきた。

このようなことから、11月1日を琉球歴史文化の日の候補日として選定した理由は、大きく2つ挙げられる。

1つは、11月1日は、「県立博物館・美術館」がおもろまちに開館した日や「識名園」が一般公開された日であるとともに、「泡盛の日」や「美ら島おきなわ教育の日」など沖縄の歴史文化に関連した事柄や記念日があること、及び「世界のウチナーンチュの日」（10月30日）など近接した日に連携した取り組みが期待される記念日が複数あること、2つは、令和元年10月31日の首里城焼失の翌日であり、首里城がウチナーンチュのアイデンティティやチムグクルと深く結びついていることを改めて認識させられた日であることである。

こうした認識のもと、琉球歴史文化の日を定め、先人達が創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、この条例を制定する。

## 1 目的

この条例は、琉球歴史文化の日を制定することにより、県民をはじめ国内外に居住する本県の出身者が、先人達が創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図ることを目的とする。

## 2 琉球歴史文化の日

琉球歴史文化の日は11月1日とする。

## 3 事業

県は、琉球歴史文化の日の啓発に努めるとともに、琉球歴史文化の日を中心として、その趣旨にふさわしい事業（以下「琉球歴史文化の日事業」という。）を行うものとする。

## 4 市町村等への協力要請等

県は、市町村及び関係団体に対し、琉球歴史文化の日を中心として、琉球歴史文化の日事業が行われるよう協力を求めるとともに、県民をはじめ、国内外に居住する本県にゆかりのある者などに対し、県、市町村その他の団体等が実施する記念事業に関する情報の提供に努めるものとする。

## 5 施行日

公布の日（予定）